

2019年4月1日から



おたふく予防接種費用の助成の方法が変更になりました!

三種町では、2019年4月1日接種分から、おたふく予防接種費用の助成方法が変更になりました。



★助成対象者★

三種町内に住所を有する満1歳から小学校就学前のお子さんで、おたふく風邪に罹患したことがない方

★助成金額★

全額助成

★助成回数★

1回のみ

※2回接種を希望される方で、1回目接種時に公費による助成を受けて接種を行っている場合、2回目の接種費用は全額自己負担になります。

☆助成方法☆

指定医療機関で接種する場合

ワクチン接種後、医療機関窓口でお支払いいただく必要はありません。

指定医療機関以外の医療機関で接種する場合

ワクチン接種後、接種料金の全額を一度医療機関窓口でお支払いください。その後、三種町へ必要書類を提出し、審査を受けた後、指定口座に助成金が振り込まれます。

- おたふく予防接種は「任意予防接種」に該当しますので、町で積極的な接種勧奨を行う予防接種ではありません。接種に当たっては、主治医とよくご相談の上、ワクチン接種による効果・副反応などを理解した上で、ワクチン接種を受けられるようお願いいたします。
- ワクチン接種により健康被害が生じた場合は、三種町予防接種事故災害補償規則または独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき、救済します。

●お問い合わせ先● 三種町 健康推進課 保健係 ☎ 0185-83-5555
(三種町保健センター)